

砂利採取計画認可申請要領

平成 12 年 3 月 30 日
農林水産部長通知
最終改正 令和 6 年 4 月 1 日

I 総 則

第 1 目 的

この要領は、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号、以下「法」という。）、砂利の採取計画等に関する規則（昭和 43 年通商産業省令、建設省令第 1 号。以下、「規則」という。）の施行に関し、陸砂利及び山砂利採取計画の認可申請書の作成及び認可の技術的基準等について必要な事項を定める。

第 2 定 義

- 1 この要領において「陸砂利」とは、平地に賦存している砂利をいう。
- 2 この要領において「山砂利」とは、山又は丘陵に賦存している砂利をいう。

II 認 可 申 請

第 1 認可の申請

法第 18 条第 1 項の規定により法第 16 条の認可を申請しようとする者は、第 3 に定める認可申請書及び添付書面を、当該区域を所管する農林事務所長に提出するものとする。

第 2 認可申請書

法第 17 条の規定による採取計画に定めるべき事項は、砂利採取計画認可申請書（様式第 1 号）によるものとし、規則第 3 条第 2 項第 1 号から第 10 号までの規定により添付すべき書面は、次によるものとする。

- 1 位置図（規則第 3 条第 2 項第 1 号関係）

国土地理院が発行する 5 万分の 1 の地図を使用し、申請位置を朱書で示すこと。
- 2 採取現場及びその周辺を示す見取図（第 2 号関係）
 - (1) 申請箇所のみでなく、付近の状況を判断できるよう、例えば、付近の道路、学校、人家、農地、農業用施設等の隣接物件を明示するとともに、国県道までの搬出入路を含めた範囲内の図面とすること。
 - (2) 所要の面積が一枚に収まるよう縮尺は任意とするが、図面の縮尺を明記すること。
- 3 実測平面図（第 3 号関係）
 - (1) 実測により作成し、実測年月日を記入すること。
 - (2) 図面の大きさは任意とするが、縮尺を明記すること。
 - (3) 申請面積は朱書で明示し、面積計算は三斜法又は座標法により算出し、測点番号を

付記すること。

- (4) 実測平面図を作製するにあたっては、別紙「平面図記載例」を参照すること。地番、地目は必ず記入すること。

4 実測縦横断面図及び当該地盤面を記載した書面（第4号関係）

掘削又は切土に係る土地の実測縦断面図、実測横断面図、計画地盤面及び採取土量計算書を提出すること。

(1) 実測横断面図

ア 実測により作成し、実測年月日を記入すること。

イ 図面の大きさは任意とするが、縮尺は200分の1以下とすること。

ウ 横断測点は、現状地盤の高低の変化に応じて決定するものとする。

エ 横断箇所は、実測平面図の測点と必ず一致させ、それぞれ測点番号を付記すること。

オ 実測横断面図を作成するにあたっては、別紙「横断面図記載例」を参照すること。

(2) 実測縦断面図

ア 実測により作成し、実測年月日を記入すること。

イ 図面の大きさは任意とするが、縮尺を明記すること。

ウ 縦断線は申請採取区域の中心線とし、縦断点は必ず横断測点と一致させること。

エ 掘削部分は、図面に朱書すること。

オ 実測横断面図を作成するにあたっては、別紙「縦断面図記載例」を参照すること。

5 登録を受けていること証明する書面（第5号関係）

都道府県知事の登録通知書を複写したものとする。

6 事務所の名称及び業務主任者等に関する調書（第6号関係）

事務所の名称及び業務主任者等を記載した書面、「事務所の名称等及び業務主任者等に関する調書」（様式第3号）により提出すること。

7 民有地から砂利を採取する場合の権原関係等を証する書面（第7号関係）

- (1) 自己の土地については、当該土地の登記事項証明書又はその複写したものとする。

- (2) 他人の土地については、当該土地の所有者、耕作者等との契約書を複写したもの又は採取についての同意書の写しを提出すること。なお、土地の購入又は砂利の採取について当該土地所有者等とほぼ意見の一致を見ているが、細部について未調整の場合は、契約書に代えて土地所有者等の同意書の写しを提出すること。

8 他の行政庁の許認可関係等を証する書面（第8号関係）

許可、認可等を行った行政庁が発行した許可、認可証書又はこれらの証明書を複写したものとする。この場合、単に処分があったことを示すだけでなく処分の内容（例えば採取量、採取期間）を明示した書面でなければならない。

なお、他の行政庁の許可、認可がなされていない場合は、他の行政庁に提出した許可、認可その他の処分の申請書の写しをもってこれに代え、後日正式に処分があった場合に提出するものとする。

9 採取場跡地の埋戻し関係を証する書面（第9号関係）

埋戻し計画書（様式第4号）に次に掲げる書面を添付して提出すること。

- (1) 埋戻しに要する土砂の採取権原を証する書面（7に準じて作成すること）
 - (2) 当該土砂を購入するときは、購入契約書の写し
 - (3) 埋戻し土砂の搬出入経路については、1の位置図及び2の見取図にその経路を朱書きして明示すること。
- 10 採取砂利の搬出方法及びその経路に関する書面（第10号関係）
- 砂利の搬出方法については、「砂利搬出計画書」（様式第5号）により作成し、国道又は県道に至るまでの経路は、1の位置図及び2の見取図に朱書きで明示すること。

第3 その他認可申請に必要な書面

規則第3条第2項第11号に規定する「その他参考となる事項を記載した図面又は書面」は次のとおりとする。

1 土地の登記事項証明書

規則第3条第2項第7号に規定する書面については、第2-7-(2)に定める書面のほか、当該土地に係る土地の登記事項証明書を添付するものとする。

2 保証書

山・陸砂利採取及び洗浄施設に伴う災害防止並びに採取跡の埋め戻し、採取跡の整備、採取残壁の整備、採取に伴う災害復旧及び洗浄場の跡地処理等の履行を確保するため、次のいずれかの保証による保証書（様式第6号）を添付するものとする。

(1) 砂利採取業者で構成する法人格を有する団体。

(2) 次に定める砂利採取業者、採石業者又は建設業者2名以上。

ア 砂利採取業者とは、認可申請時点の直近1年以内に、県内で法の砂利採取計画に基づく砂利採取の実績のある業者（当該砂利採取が適法に行われている業者に限る）をいう。

イ 採石業者とは、認可申請時点の直近1年以内に、県内で採石法（昭和25年法律第291号）の採石権許可に基づく採石の実績のある業者（当該採石が適法に行われている業者に限る）をいう。

ウ 建設業者とは、認可申請時点で、建設業法に基づく建設業（土木工事業又はとび・土工工事業に限る）の許可を受け、福島県工事等請負有資格者名簿に登載されている業者をいう。

3 同意書

山・陸砂利採取又は砂利洗浄に伴う紛争を未然に防止するため、必要に応じて次に掲げる者の同意書（様式第7号）を添付するものとする。

ただし、誠意をもって相当の努力をしたにもかかわらず、同意を得られずかつ同意をしない理由が明らかに不当であると農林事務所長が認める場合は、その理由書をもって代えることができる。

(1) 砂利採取場に隣接する土地の所有者・使用収益権者及び居住者。

(2) 砂利採取場又は砂利洗浄場周辺に居住又は施設を保有している者で、砂利採取等に伴う騒音等により著しく影響を受ける者。

(3) 砂利採取場又は砂利洗浄場から100m以内にある教育施設、養護施設及び医療施設の

管理者。

4 採取土量計算書

- (1) 採取土量の計算は、実測横断面図の掘削部分を基礎として、三斜法又は座標法により算出すること。
- (2) 計算書の大きさは原則としてA4判とすること。
- (3) 計算をする場合は、計算を基礎とした三斜又は座標を図面に明示すること。
- (4) 集計の結果、計算土量に小数点以下の端数が生じたときは、少数点以下の数値は四捨五入すること。

5 掘削及び埋戻し工程表

掘削及び埋戻し工程表（様式第8号）により作成の上、添付すること。

6 私道の通行その他に関する書面

- (1) 搬出入路として私道の通行を要する場合は、私道の権利者から私道の利用について同意を得たことを証する書面又はその複写したものを添付すること。
- (2) 砂利洗浄用水を河川の水以外に求める場合は、その権利者の同意書又はその複写したものを添付すること。

7 写真

砂利採取場又は砂利洗浄場の全景を写した写真を添付するものとする。

8 その他農林事務所長が必要と認める書面

9 採取計画認可又は変更認可を申請する場合は、「添付図書確認表」（様式第9号）を申請書に添付すること。

第4 変更認可

- 1 法第20条第1項の規定による変更の認可を申請しようとする者は、砂利採取（洗浄）変更認可申請書（様式第2号）を当該採取計画を認可した農林事務所長に提出するものとする。なお、規則第4条第2項が規定する書類は、第2及び第3の規定を準用する。
- 2 規則第4条第3項に定める軽微な変更の基準は次のとおりとし、法第20条第2項に定める軽微な変更をしようとする砂利採取業者は、軽微な変更を行う日の20日前までに知事に対して「採取計画の軽微な変更届書（様式第2-2号）」を提出しなければならない。
 - (1) 認可期間を短縮しようとする場合
 - (2) 採取機械、洗浄機械または運搬機械を更新する場合
 - (3) その他知事が軽微であると認めた場合

第5 添付書類の省略

現在認可を受けている砂利採取場又は砂利洗浄場と同一地番内で引き続き採取又は洗浄するため砂利採取計画の認可申請をする場合、当該土地又は隣接地の権利関係に変更がなく、かつ、農林事務所長が認める場合には、土地の登記事項証明書、同意書の添付は、次の書面の提出に代えることができる。

- 1 地目、面積及び所有者を明らかにした一覧表

- 2 現在認可を受けている同意書の写し

Ⅲ 技術的基準

第1 陸砂利の採取

1 採取量

採取量は、砂利採取場における砂利の賦存量、設備能力、自然条件、採取方法等を考慮して適正なものでなければならない。特に、災害防止の見地に立って過大な採取量にならないように注意するものとする。

2 採取の期間

(1) 認可する採取期間は、次のとおりとする。

ア 採取後の埋戻し、修復などの跡地処理作業を含めて1年以内とする。

イ 洗浄施設のみを認可するときは、3年以内とする。

(2) 特に必要があるときは、砂利採取場の状況について定期的な報告を求めることがある。

3 災害防止の方法等

(1) 表土の除去等

表土の除去等の方法は、次の各号に適合するものでなければならない。

ア 表土を除去するに当たっては、隣接地が浸食されないように配慮したものであること。

イ 除去した表土を堆積するときは、

(ア) 地形に応じて、築堤、板囲い、土留め等を設置するなど堆積表土が崩壊して隣接地に流出しないよう措置されていること。

(イ) 特に、降雨時の表土が砂利採取場外へ流出するのを防止するため十分配慮されていること。

ウ 乾燥時においては表土の飛散を防止するため、場合により、砂利採取場内に適宜散水等の措置が講ぜられていること。

(2) 掘削等

ア 保安距離

(ア) 認可申請に係る採取場とその隣接地との間には2m以上の保安距離を有すること。

(イ) 宅地等に隣接する場合は、その隣接地との間に5m以上の保安距離を有すること。

特に、隣接して公共物件（道路、水路、橋梁、堤防、鉄道、鉄塔等をいう。）がある場合は、個別の事案毎に必要な距離（当該施設の管理者が保安距離を定めている場合は、その定められた距離）を保安距離として設けること。

イ 掘削深

最大掘削深は、原則として10.0m以内とする。

ただし、次の要件を全て満たした場合は、15.0mまで掘削できるものとする。

a ボーリング調査等により砂利層が確認されていること。

b ボーリング調査等により地下水がないことが確認されていること。

c 埋戻し後の地盤沈下に対する保証契約が締結されていること。

ウ 掘削方法

(ア) 掘削は、原則として、次の3方法のうちいずれかにより行うものでなければならない。

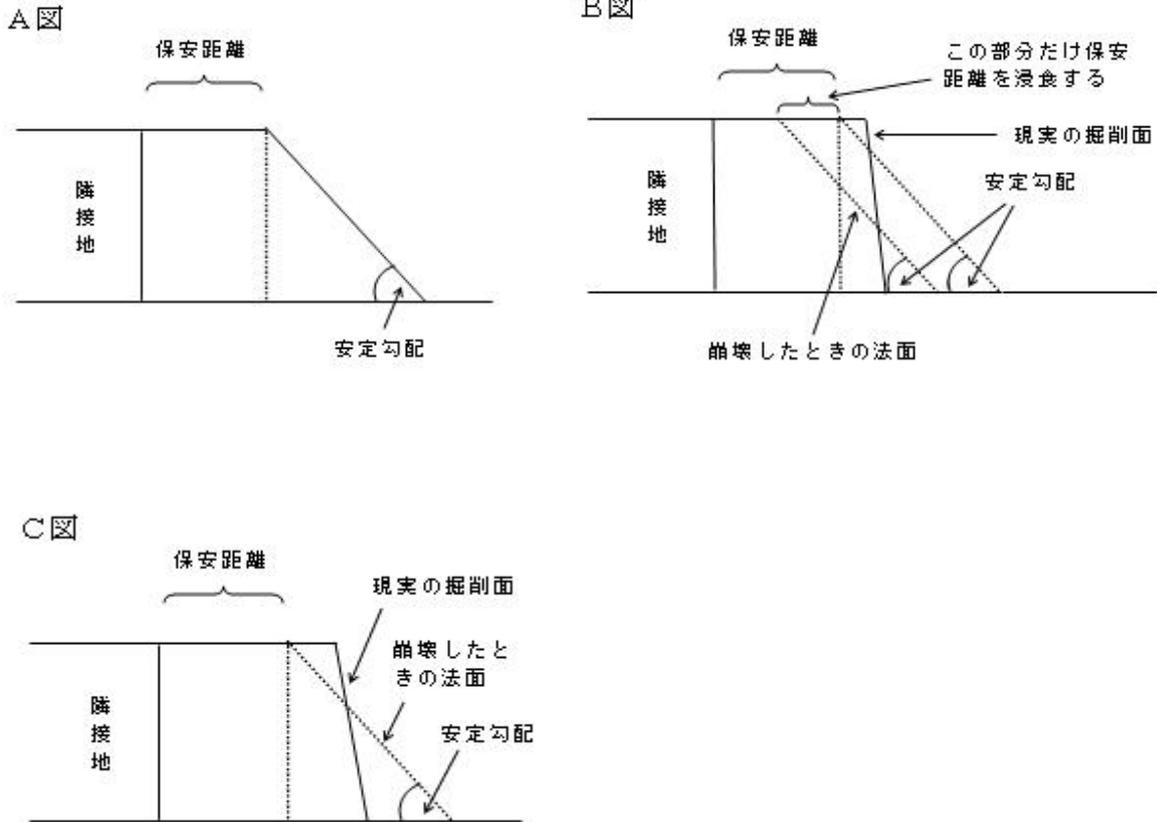
a 保安距離をとったうえで、安定こう配（その標準は、別表のとおりである。）で掘削するこ

と。

- b 保安距離をとったうえで、安定こう配より急なこう配で掘削し、堀削箇所への面保護のための土留めを施す等土砂崩れ防止措置を十分に講ずること
 - c 安定こう配より急なこう配で掘削する場合は、保安距離以上の距離を隔てること。
ただし、この場合のこう配は、崩壊した場合にも掘削箇所と隣接物件との距離が保安距離以上となるようなものであること。
- (イ) 5.0mを超えて掘削する場合は、深さ5.0mごとに幅1.0m以上の平場を設けること。

[参 考]

- A図は、aの方法で掘削した場合
- B図は、掘削箇所が崩れた場合に隣接地との保安距離を浸食することになるので許されない。この場合は、bにより土留め等の崩壊防止措置をとればよい。
- C図は掘削箇所が崩れた場合でも、保安距離を有している場合



エ その他

掘削による災害の防止については、アからウのほか、次の各号に十分注意するものとする。

- (ア) 砂利採取場の区域が広大である場合には、できるだけ計画性をもって掘削するものであること。
- (イ) 公共物件からは十分に安全性を見込んだ保安距離をとらなければならないが、特に必要がある場合（例えば、水路の水が漏水するおそれがあるとき。）は補強工事を行うこと。
- (ウ) 砂利採取場には、丁張り等により掘削深及び掘削のこう配を確認できる表示を行うこと。
- (エ) 採取場等には隣接地との境界に防護柵又は立入禁止等を明示した掲示板を設けるものであること。

なお、沈殿池の周辺及び隣接地が家屋、道路等の場合は有刺鉄線又は板張り、トタン張りの防護柵であること。

- (オ) 乾燥時においては土砂の飛散を防止するため、場合により、砂利採取場内に適宜散水等の措置を講ずること。
- (カ) 掘削箇所に湧水が出た場合は、掘削を終了すること。

(3) 砂利等の運搬

ア 砂利採取場内での運搬

同一砂利採取場が道路又は他人の土地により分断されている場合、運搬時においては落石を防止するためベルトコンベアーの下を金網で囲う等の措置、又は交通整理員を置き、若しくは砂利運搬車の通行時間を制限する等の措置を取るものでなければならない。

イ 砂利採取場外での運搬

砂利及び埋戻用土の運搬に当たっては、安全速度、適正積載、シート掛け等を厳守した計画であって、必要に応じて次の措置を講じたものであること。

- (ア) 運搬路が通学路に当たる場合は児童・生徒等の登下校時における通行の中止。
- (イ) 砂利採取場（洗浄場）周辺における主要地点にカーブミラー・大型車両出入等の標識の設置及び誘導者の配置。

(4) 水洗、選別等

ア 水洗に必要な水の確保

- (ア) 砂利を洗浄するため地下水を取水するときは、付近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないように留意したものでなければならない。
- (イ) 洗浄水を節約するため、できるだけ洗浄水の還流方式を採用すること。特に、付近の井戸水等の枯渇のおそれがある地域では、原則として、洗浄水の還流方式をとること。

イ 水洗、選別の方法

洗浄汚濁水を未処理のまま砂利採取場外へ排出しないよう措置されているものでなければならない。この場合に洗浄汚濁水を処理する方式としては、ヘドロの処理及び危険防止の観点からできるだけ汚濁水処理装置を設置すること。

- (ア) 汚濁水処理装置を設置する場合は、次の各号に適合しているものでなければならない。
 - a 洗浄水の節約及び水質の汚濁防止の観点からできるだけ還流方式を採用すること。
 - b 汚濁水処理装置の処理能力は、砂利の採取量に応じたものであること。
 - c 沈降剤、凝集剤は当該装置にあった薬剤を使用し、その投入量は必要な浄化水を得るに足る量であること。
- (イ) 沈澱池を設置する場合は、次の各号に適合しているものでなければならない。
 - a 沈澱池は、できるだけ人家や公道から離れた安全な場所に設置すること。
 - b 沈澱池は、原則として、地中に掘り込んだものとする。ただし、砂利採取場の状況によりやむを得ない場合には、土えん堤により囲われた沈澱池でもよいこととするが、その場合でも、地形、付近の状況等を勘案してできるだけ安全な場所に設置すること。
 - c 洗浄汚濁水等を沈澱池に滞留させる場合の最高限度は、原則として、当該沈澱池の容量の7割とすること。ただし、特殊な構造の沈澱池については個々具体的に検討すること。
 - d 沈澱池は原則として、2つ以上設けること。この場合、1の沈澱池の滞留量が最高限度に達したときは、その沈澱池の使用を中止して、他の沈澱池に移行し、最初の沈澱池は再使用できる状態に復元しておくこと。
 - e 沈澱池を1つしか設けない場合には、沈澱池が洗浄汚濁水等を滞留させ得る最高限度に達したときは、洗浄作業を中止すること。
 - f 沈澱池には、適当に沈降処理剤を投入し、又は適当な日数の間滞留させた後に、適切な水質の水を排出すること。

- g 沈澱池の排出口の下端の高さは、排水のときに同時にヘドロを排出しないようなものとし、排出口は、適切な水質の水を排出する場合以外は開門しないこと。
- h 掘り込み式の沈澱池にあつては、沈澱池の周辺及びのり面が崩壊しないように措置されていること。
- i 土えん堤は、十分水圧等に耐え得る強度を有していること。

ウ ヘドロの処理

ヘドロの処理の方法は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (ア) ヘドロは、一定の場所に適当な期間堆積して水分を除去した後に処分すること。ヘドロを処分する場合には、再度ヘドロ状態にならないように留意すること。
- (イ) ヘドロ堆積場は、板囲いを施す等降雨時等に流出するのを防止するための措置が施されていること。

エ 排出する水の水質基準

砂利採取場から水を排出する場合には、次の各号に適合しなければならない。

- (ア) 砂利採取場から排出される水の水質は、排水路に排出された水の利用状況（例えば、水道用、農業用に使用されている等）、砂利採取場の立地条件、自然条件及び技術的能力を総合的に勘案して、災害防止の観点から適切なものであること。
- (イ) 条例等により水質基準の定めのあるときは、その基準を遵守するものであること。

オ 騒音防止

騒音規制区域又は人家が密集している地域においては、騒音発生施設の使用時間の限定、騒音防止施設の設置等騒音の防止に留意するものでなければならない。

(5) 砂利の堆積

砂利は、崩壊又は降雨により砂利採取場外へ流出するのを防止するため、原則として、平坦な区域に堆積するものでなければならない。平坦な区域以外に堆積するときは、土留め等の措置を講ずるものでなければならない。

(6) 水切り

砂利の運搬時に、砂利運搬車から水がたれるのを防止するため水切り場に適当な時間堆積する等の方法により水切りをした後に砂利採取場から砂利を搬出するものでなければならない。

(7) 採取跡の処理

採取跡の処理は、次の各号に適合するものでなければならない。

ア 掘削跡を処理する場合

(ア) 掘削跡は、原則として、埋戻しを行うこと。

(イ) 農地の採取跡地は、農地及び地下水等の汚染その他の悪影響を及ぼすおそれのない土砂又は土石等の天然材をもって埋戻し、整地後の土地は農地として使用し得る適切なものであること。

また、採取跡地の埋戻しを行わない採取計画の場合は、採取跡地を養魚池・貯水池等に利用するなど利用目的に正当性がありかつ跡地が利用目的に従って確実に利用される見込みがあること。

(ウ) 農地以外の平地における掘削跡についても、学校、幼稚園の周辺、国道、県道の傍等である場合には、特に積極的な理由がない限り埋戻しを行うこと。

(エ) 埋戻しを行う場合は掘削を完了した区域ごとに行う限り速やかに行うこと。

(オ) 埋戻しを行わない掘削跡については、有刺鉄線、危険防止柵の設置等十分な危険防止の措置が

講じられていること。

埋戻しを行わない採取跡の法面は、高さ5mごとに幅1m以上の平場を設け安定こう配を保つこと。

(カ) 昭和58年11月7日付け通商産業省生活産業局窯業建材課長通知「廃棄物の処理を目的とした砂利採取について」により砂利採取法の適用を受けるものについては、農地以外の採取地であつて、埋戻した後に周辺の環境汚染等が生じないことを明らかにすること。

(キ) 採取計画の認可を受けようとする際に、既に同一地区内で認可を受けた採取場がある場合は当該採取場が認可採取計画に従い災害防止措置を設け、当該採取計画に基づく埋戻しの大半（概ね7割以上）が進行し、確実に埋戻しが完了する見込みがあること。

ただし、隣接地を引き続き採取するなど一団地の採取終了時に跡地処理をする方が適当であると認められるときで災害防止のうえで支障ないものと認められるときはこの限りではない。

イ 沈澱池の跡処理をする場合

(ア) 掘込み式の沈澱池の跡については、原則として、十分に水を排出した後、ヘドロ状態、厚さ等を考慮して適切な埋戻しを行い、十分に転圧しておくこと。

(イ) 土えん堤を設置する方式の沈澱池の跡については、原則として、十分に水を排出した後、適正に土えん堤を取り壊し、ヘドロを取り除いて危険のないように整地しておくこと。

第2 山砂利の採取

1 準 用

山砂利採取には、次に掲げる基準によるほか、第1の陸砂利の採取の基準を準用するものとする。

2 保安距離

山砂利を採取する場合には、砂利採取場の規模、山の形状、土質及び付近の状況等を勘案して、保安距離を定めるものとするが、隣接地との間には5m以上の保安距離を有し、原則として緑地帯で保存する計画であること。

3 掘削の方法

(1) 山砂利については、掘削（切取）の最低面は採取跡地の周囲の状況、利用目的等により決定するものとするが、原則として跡地が湛水しない高さとする。

(2) 山砂利の採取の場合には、掘削を終了した跡が平坦になることが望ましいが、そうでない場合は、その傾斜が安定こう配となるような計画であり、また、必要に応じ平場を設けるものでなければならない。

(3) 掘削の過程においては、①比較的平坦な丘陵にあつてはすき取り方式、②普通の山にあつては階段掘りを行う等により、原則として、安定こう配を保つように掘削するものでなければならない。

(4) 山又は丘陵の全体の傾斜は安定こう配より急になる方式で掘削を行う場合には、掘削の過程において矢板囲いを設置する等土砂崩れの防止措置を施すものでなければならない。

(5) 降雨時において流水及び土砂が隣接地に流出するのを防止するため、水路を設け又は土盛りをする等適当な措置を講ずるものでなければならない。

4 採取跡の処理

山砂利の採取跡（埋戻しを行う場合を除く）は、災害防止の見地からできるだけ平坦になることが望ましいが、そうでない場合は、その傾斜が安定こう配をとり降雨時により崩壊しないよう必要な措置がなされた計画であること。

IV その他

第1 届出

1 氏名等の変更の届出

認可された砂利採取計画について、次の事項に変更があったときは、遅滞なく、規則第5条に定める氏名等変更届書（様式第10号）を農林事務所に提出するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録の年月日及び登録番号

2 廃止の届出

認可された砂利採取場における砂利の採取を廃止（洗浄施設のみの認可で、廃止に引き続き認可を受ける場合を除く。）したときは、法第24条の規定により採取を廃止した日から30日以内に規則第6条に定める砂利採取廃止届出書（様式第11号）に次の書面を添付し、農林事務所に提出するものとする。

ただし、廃止に引き続き認可を受けて砂利の採取を行う場合で、農林事務所長が一団地の採取終了時等に跡地処理をする方が適当であり、かつ、災害防止の上で支障ないものと認めるときは、次の(1)の書面の添付を要さないものとする。

- (1) 砂利採取場跡地又は砂利洗浄場の土地の所有者、耕作者等の確認書（様式第12号）
- (2) 砂利採取場跡地又は砂利洗浄場の全景を写した写真

第2 標識の掲示等

認可を受けた申請者は、法第29条の規定により、氏名又は名称、登録番号その他の事項を記載した標識を砂利採取場の見やすい場所に掲げるとともに、砂利採取業者のウェブサイトに掲載するものとする。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、ウェブサイトへの掲載を要しない。

- (1) 常時雇用する従業員の数が20人以下である場合
- (2) 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第3 報告書の提出

認可を受けた申請者は、法第33条の規定により、次に掲げる事項について下記により農林事務所長に報告するものとする。

(1) 砂利採取（洗浄）の着手に関する報告

採取に着手した日から7日以内に砂利採取（洗浄）着手届（様式第13号）を提出すること。

(2) 砂利採取の進捗状況に係る報告

別途農林事務所長が指示する日までに認可採取計画進捗状況報告書（様式第14号）を提出すること。

附 則

- 1 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、Ⅱ認可申請、第 3 その他認可申請に必要な書面、2 保証書に係る部分の改正については、平成 20 年 10 月 1 日から施行するものとする。
- 3 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

種	類	垂直 1 m に対する水平距離
砂		1. 5 m
堅くしまった砂利		1. 0 m
堅くしまっていない砂利		1. 2 m
堅くしまった土	高さ 5 m まで	0. 8 ~ 1. 0 m
	高さ 5 m 以上	1. 0 ~ 1. 5 m
堅くしまっていない土	高さ 5 m まで	1. 0 ~ 1. 5 m
	高さ 5 m 以上	1. 5 ~ 2. 0 m

(様式第1号)

福島県収入証紙
はりつけ欄

受理年月日	
認可年月日	
認可番号	

採取
砂利 計画認可申請書
洗浄

年 月 日

農林事務所長

申請者 住 所

氏名又は名称

法人にあつては
代表者氏名

電 話 番 号

登 録 年 月 日 年 月 日

登 録 番 号

(その1)

砂利採取法第16条の規定により、下記の採取計画の認可を申請します。
記

1 砂利採取場の区域

市 町
(1) 採取場の所在地 大字 字 番地
郡 村

筆別明細別紙
(2) 地目 水田・畑・牧野・山林・原野
(3) 面積 m^2
(4) 土地の権利関係
ア 自己所有地 イ 借入地 ウ その他

2 申請地の状況

(1) 採取場の周辺における土地の利用状況及び公共施設・建物等の状況

(2) 権利の設定状況

ア 鉱業権設定区域 イ 採石権設定区域 ウ その他

3 採取する砂利の種類及び数量

(1) 全体計画

採取総土量	内 訳					
	砂	砂利	切込砂利	玉石		表土
m^3						

(2) 1日当たりの採取量 m^3

4 採取の期間

認可の日から 間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

5 砂利の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取設備

区分	機械の名称及び型式	台数	1台の時間当処理能力	合計処理能力	備考
採取					
運搬及び積込					

(2) 採取の方法

ア 山なり剥取り イ 掘下げ ウ 隣接の標高まで切り取る

(3) 採取の内容

ア 掘削面積 m^2
イ 掘削深（山の場合は高さ）最大 m

6 採取物の処理方法

(1) 採取砂利の処理方法

ア 自己洗浄場で処理する 洗浄場所在地
（ km運搬） 名称又は氏名
認可年月日・認可番号 年 月 日 号
イ 他家洗浄場で処理する 洗浄場所在地
（ km運搬） 名称又は氏名
認可年月日・認可番号 年 月 日 号
ウ 原石のまま販売
エ その他

(2) 除去した表土及び廃土石の処理方法

ア 採取跡地に均平に敷均する イ 採取場内の一部に集め推積埋込む
ウ 他所に搬出処分する（搬出先 ）

7 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 防護柵（種類）

ア 有刺鉄線 イ 板又はトタン ウ その他（ ）

(2) 危険標識

(3) 保安距離 m

(4) 掘削勾配 1 : （ 度）

(5) 小段（山の場合）

ア 小段間の最高の高さ m

イ 小段の最小の幅 m

(6) 水切の方法及び設備計画

(7) 土砂流出・崩壊防止対策

(8) 土砂飛散防止対策

(9) 騒音防止対策

8 採取跡地の処理計画

(1) 処理計画

ア 埋戻しを行う（埋戻し高： m） イ そのまま整地する
ウ その他（ ）

(2) 埋戻し土確保量 m^3

(3) 土取の権原

ア 自己所有地 イ 購入（購入先： ）
ウ その他（ ）

(4) 跡地の利用計画

ア 植林 イ 水田 ウ 畑 エ 建造物敷地 オ その他 ()

(その2)

砂利採取法第16条の規定により、下記の洗浄計画の認可を申請します。

記

1 砂利洗浄場の区域

(1) 洗浄施設の所在地 市 町 大字 字 番地 郡 村

筆別明細別紙

(2) 地目 水田・畑・牧野・山林・原野

(3) 面積 m²

(4) 土地の権利関係

ア 自己所有地 イ 借入地 ウ その他

2 申請地の状況

洗浄場の周辺における土地の利用状況及び公共施設・建物等の状況

3 洗浄する砂利の種類及び数量

(1) 1日当たりの洗浄量 m³

(2) 1月当たりの採取量 m³

4 洗浄の期間

認可の日から 間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

5 砂利の洗浄のための設備その他の施設に関する事項

(1) 洗浄施設 (選別機械等を含む)

区分	機械の名称及び型式	台数	1台の時間当処理能力	合計処理能力	備考
洗浄					
選別 破碎					
運搬 積込					

(2) 洗浄用水

種別	個数	既設・新設	利用可能水量	今回利用水量
浅井戸 (深さ 30m以内) 利用				
浅井戸 (深さ 30m以上) 利用				
溜池・貯水槽 利用				
河川 利用				

(3) 汚濁水・へドロ処理計画

(イ) 汚濁水の処理方法と末端の放流

処理方法	①汚濁水処理装置の設定 ②沈殿池の設置 ③併設	
	汚濁水処理施設	型式
	台数	
	1台の処理能力	
沈殿池	構造・規模	
	箇所数	
	薬剤使用の有無及び種類	

(ロ) へドロの処理方法

沈殿池からの除去	日に回
へドロ置場	m ² (平面図に図示)
乾燥の期間	日間
乾燥後の処理	

(ハ) 生品の水切方法及び設備

6 砂利の洗浄に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 洗浄用水取水に伴う周辺井戸等への影響及び対策

(2) 沈殿池周辺の防護柵

ア 有刺鉄線 イ 板・トタン張

(3) へドロの流出飛散防止対策

(4) 粉じん・騒音防止対策

7 砂利洗浄場跡地の処理計画

(1) 洗浄施設（選別機械等を含む）の処理計画

(2) 汚濁水・へドロ処理施設（沈殿池等）

(様式第2号)

福島県収入証紙
はりつけ欄

受理年月日	
認可年月日	
認可番号	

採取
砂利 計画の変更認可申請書
洗浄

年 月 日

農林事務所長

申請者 住 所
氏名又は名称
法人にあつては
代表者氏名
電 話 番 号
登 録 年 月 日 年 月 日
登 録 番 号

砂利採取法第20条第1項の規定により、次のとおり採取
計画の変更の認可を申請しま
す。
洗浄

1 採取計画の変更の内容

従前の採取計画	変更の内容

2 変更の理由

(様式第 2-2 号)

整理番号	
受理年月日	

軽 微 な 変 更 届 書

年 月 日

農林事務所長

住 所

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

登録年月日及び登録番号

砂利採取法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

従 前 の 採 取 計 画 の 内 容	変 更 の 内 容

2 変更の理由

(様式第3号)

事務所の名称及び業務主任者等に関する調書

申請者名 ()

砂利採取場の 管理をする場所	名 称	
	所 在 地	
当該砂利採取場を 管理する事務所の	住 所	
	氏 名	
務主任者の氏名	年 齢	歳
	上記の業務主任者が監督する この採取計画以外の現場	あ る ・ な い
この現場計画以外 に現場がある場合	その現場 の所在地	
	この計画による現場と 距離所要時間	徒歩、バイク、四輪車 k m 分
この現場において 監督できる 1日の時間		
監督の具体的計画		
備 考		

- (注意) 1 該当する字句は○でかこみ、所要の事項を記入すること。
2 用紙の大きさはA4判とすること。

(様式第4号)

埋 戻 し 計 画 書

申請者名 ()

項 目	内 容
1 跡地の処理方法	① 埋戻し方法 ② 跡地利用
2 埋戻し面積	m ²
3 埋戻し必要土砂量	m ³
4 埋戻し土砂の確保状況	① 確保の方法 (購入・採取) ② 採取場所 ③ 確保土砂量
5 埋戻し土搬入方法	① トラックの確保状況 ② 1日当たり平均搬入台数及び搬入数量
6 整地のための使用機械	① 使用機械名 ② 機械の能力
7 埋戻し期間	年 月 日 ~ 年 月 日
8 摘 要	

- (注意) 1 埋戻しに要する土砂の採取権原を証する書面を添付すること。
2 埋戻しに要する土砂を購入するときは、購入契約書の写しを添付すること。
3 位置図、見取図に搬出入経路を朱書した書面を添付すること。

(様式第5号)

砂利搬出計画書

申請者名 ()

砂利を搬出する主体	申請者の直営、申請者の発注による請負 購入者の直営、購入者の発注による請負		
採取現場から国県道に至るまでの道路	市町村道・私道延長 Km		
使用予定の 砂利運搬車等	種類	積載トン数	台数
一日当たりの予定搬出延台数 (平均)	台		
搬出路の補修 に関する計画			
地域住民との関係			
備考			

- (注意) 1 該当する字句は○でかこみ、所要の事項を記入すること。
2 用紙の大きさはA4判とすること。

(様式第6号)

保 証 書

年 月 日

農林事務所長

連帯保証人 住 所

(名称・代表者)

氏 名

印

資格要件 (砂利採取業の団体・砂利採取業者・採石業者・建設業者)

今般、下記の者がこの申請書に定められた砂利採取計画の認可(変更認可)を得て操業するに際し、認可に係る採取計画(認可条件を含む)に従って採取跡の埋戻し、採取跡の整備、採取残壁の整備、採取に伴う災害復旧及び洗浄場の跡地処理等を履行しないときは、連帯保証人が本人に代わって履行することを保証します。

記

- 1 採取業者
住 所
(名称・代表者)
氏 名
- 2 採取場所

※資格要件の欄は該当する要件をいずれか○で囲んでください。

※保証書には保証人の資格要件に応じて次に掲げる書類を添付すること。

- ①砂利採取業者：直近1年以内の県内での砂利採取実績に係る砂利採取計画認可申請書及び指令書の写し
- ②採石業者：直近1年以内の県内での採石実績に係る採石権許可申請書及び許可書の写し
- ③建設業者：建設業(土木工事業又はとび・土工工事業に限る)の許可証の写し及び福島県工事等請負有資格者名簿

(様式第7号 その1)

同 意 書

が下記1の砂利採取（洗浄）計画地を 年 月 日から 年 月 日
まで掘削（洗浄場として使用）することに同意します。

記

1 砂利採取（洗浄）計画地

所	在	地	番

2 1に隣接する土地（所有地・借地・居住地）

所	在	地	番

年 月 日

(所有者) 住 所

氏 名 (自筆)

(借地権者) 住 所

氏 名 (自筆)

(居住者) 住 所

氏 名 (自筆)

(様式第7号 その2)

同 意 書

が下記の砂利採取（洗浄）計画地を 年 月 日から 年 月 日まで掘削（洗浄場として使用）することに同意します。

記

砂利採取（洗浄）計画地

所 在	地 番

年 月 日

(周辺居住者・施設管理者)

住 所

氏名又は代表者名（自筆）

(様式第9号)

添付図書確認表

申請者名 ()

番号	書類・図面	申請要領の該当条項 Ⅱ認可申請	申請に添付を要するもの	添付されているもの
1	位置図 (1/50,000)	第2-1		
2	採取場及びその周辺の状況を示す見取図	第2-2		
3	実測平面図	第2-3		
4	実測縦断面図	第2-4(1)		
5	実測横断面図	第2-4(2)		
6	都道府県知事の登録通知書の写し	第2-5		
7	事務所の名称及び業務主任者等に関する調書 (様式第3号)	第2-6		
8	採取契約書の写し又は土地所有者等の同意書	第2-7		
9	他の行政庁の許認可関係等を証する書面	第2-8		
10	埋戻し計画書 (様式第4号)	第2-9		
11	砂利搬出計画書 (様式第5号)	第2-10		
12	土地の登記事項証明書	第3-1		
13	保証書 (様式第6号)	第3-2		
14	同意書 (様式第7号)	第3-3		
15	採取土量計算書	第3-4		
16	掘さく及び埋戻し工程表 (様式第8号)	第3-5		
17	私道の通行同意書	第3-6		
18	写真	第3-7		
19	その他農林事務所長が必要と認める書面	第3-8		

(様式第10号)

整理番号	
受理年月日	年 月 日

氏名等変更届書

年 月 日

農林事務所長

住 所

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

登録年月日及び登録番号

砂利採取法第20条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

2 変更の理由

(様式第 1 1 号)

整理番号	
受理年月日	年 月 日

砂利採取廃止届書

年 月 日

農林事務所長

住 所

氏名又は名称および法人に
あつてはその代表者の氏名

登録年月日及び登録番号

砂利採取法第 24 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 採取計画の認可（変更の認可を含む。）を受けた年月日
- 2 当該砂利採取場における砂利の採取を廃止した年月日
- 3 当該砂利採取場の状況

- (注意) 1 砂利採取場跡地又は砂利洗浄場の土地の所有者、耕作者等の確認書（様式第 1 2 号）を添付すること。
- 2 砂利採取場跡地又は砂利洗浄場の全景を写した写真を添付すること。

(様式第12号)

確 認 書

下記の砂利採取場（洗浄場）跡地の処理が完了したことを確認しました。

記

砂利採取場（洗浄場）跡地

所 在	地 番

年 月 日

(所有者) 住 所

氏 名 (自筆)

(耕作者等) 住 所

氏 名 (自筆)

(様式第13号)

砂利採取着手（洗浄）届

年 月 日

農林事務所長

住 所

氏 名

下記のとおり砂利採取（洗浄）に着手したので届出します。

記

認可を受けた年月日及び 認可指令書番号	
砂利採取場の所在地	
着 手 年 月 日	

(様式第14号)

年 月 日

農林事務所長

住 所

氏 名

認 可 採 取 計 画 進 捗 状 況 報 告 書

年 月 日付け福島県指令 第 号による(変更)認可採取計画の進捗状況は、次のとおりですので報告します。

区 分	認 可 内 容	進 捗 状 況	完 了 見 込 日	備 考
認 可 期 間				
認 可 面 積		%		
採 取		%		
埋 戻 し		%		
参考事項				

※報告書作成時の状況のわかる写真を添付すること。